

証券コード 265A
2026年3月12日

株 主 各 位

東京都港区浜松町二丁目10番6号
H m c o m m 株 式 会 社
代表取締役社長 三 本 幸 司

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://hmcom.co.jp/ir/stock/meeting/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「Hmcomm」又は「コード」に当社証券コード「265A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2026年3月26日（木曜日）午後7時まで当社に到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月27日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都港区浜松町二丁目3番1号 日本生命浜松町クレアタワー
浜松町コンベンションホール 6階 大会議室B
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第14期(2025年1月1日から2025年12月31日まで) 事業報告及び計算書類
報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 会計監査人選任の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ◎議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

事業報告

(2025年1月1日から)
(2025年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は緩やかな景気回復が見られており、日銀の政策金利の引上げや、食料品を中心とした物価上昇が続いております。また、責任ある積極財政のもと国が率先した国内投資による成長型経済の実現に向けた取り組みが官民一体となり行われております。

当社を取り巻く環境としましては、生成AIを中心とした技術開発や投資、国や企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）推進、フィジカルAIやAIエージェント等のAIイノベーションに向けた投資が継続しております。当社においても、これらの市場動向を踏まえ、事業活動を通じて社会及び企業のDX推進やAIイノベーション実現に向けて貢献してまいります。

こうした経営環境のもとAIプロダクト事業では、自律的な業務遂行能力を持つ対話型AIエージェント「Terry2」を戦略的中核に据える事業展開を推進しております。「Terry2」は、従来の定型的な回答を行う電話自動応答の枠組みを超え、ユーザーの意図を汲み取りながら自然な対話を行い、予約受付や本人確認、外部システムと連携した事務処理などの実務タスクを、人間に代わって自律的に完結させる能力を有しております。現時点では、この「Terry2」による業務の完全エージェント化を先行して市場に浸透させ、次のステップとして、音声認識プロダクト「Voice Contact」が持つ高度な音声解析技術を「Terry2」へ統合する計画です。これにより、有人対応の高度支援とAIエージェントによる自律的業務遂行が融合した、次世代対話プラットフォームへの進化を目指します。また、異音検知プロダクト「FAST-D」では、熟練者の経験に依存しない品質診断や予防保守の仕組みを提供する戦略を継続いたします。

「FAST-D」のユースケース拡大を進めるとともに、対話型AI領域で培った最新のAI解析技術を異音検知分野へも波及させ、事業間の技術シナジーを最大化してまいります。

AIソリューション事業では、単なるシステム開発に留まらず、顧客の経営課題を分析し、生成AIを軸とした抜本的な業務プロセス変革（DX）を支援しております。当事業年度におきましては、DX関連のコンサルティング案件の継続に加え、生成AI活用やAIエージェント開発等の新規顧客の獲得が順調に進んだことから、コンサルティング及びシステム開発案件の受注が増加いたしました。

これらの結果、当事業年度の売上高は1,112,224千円（前事業年度は946,358千円）、営業利益38,573千円（前事業年度は94,799千円）、経常利益39,570千円（前事業年度は72,005千円）、当期純利益18,515千円（前事業年度は96,118千円）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資（無形固定資産を含む）の総額は12,696千円であり、主要なものは、ソフトウェア仮勘定の取得（11,639千円）によるものであります。

③ 資金調達の状況

当事業年度において、新株予約権の行使により、新たに株式4,000株を発行いたしました。これに伴う払込金額の総額は2,868千円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、2025年3月3日付で株式会社IPパートナーズよりITコンサルティング事業、2025年8月31日付でファンタラクティブ株式会社よりDXパートナー事業を譲受けております。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (2022年12月期)	第 12 期 (2023年12月期)	第 13 期 (2024年12月期)	第 14 期 (当事業年度) (2025年12月期)
売 上 高(千円)	727,175	801,196	946,358	1,112,224
経 常 利 益(千円)	145,784	87,098	72,005	39,570
当 期 純 利 益(千円)	170,423	69,738	96,118	18,515
1 株当たり当期純利益 (円)	42.06	—	31.59	4.53
総 資 産(千円)	1,488,535	1,529,107	1,905,120	2,083,963
純 資 産(千円)	1,298,831	1,368,569	1,726,971	1,681,986
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	△180.90	△145.57	421.87	416.99

(注) 当社は、2024年7月12日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、持続的成長と企業価値向上のため、下記の項目を主な対処すべき課題として認識し、事業に取り組んでまいります。

① パートナー企業との協業推進

当社は、2016年以降、様々な業界の大手事業会社と業務提携をしており、相互に経営資源とノウハウを補完し合うことにより事業展開を推進してまいりました。中長期的なビジョンに基づき、今後も各社との取り組みを適時・適切に進めていくとともに、常に変化する市場環境と多様化する顧客ニーズにスピード感をもって対処しながら、相互の企業価値の向上に努めてまいります。

② サービスの強化

当社は、「AI×音」に関するソリューションを研究開発型ビジネスプロセスにより研究開発、コンサルティング・要件定義からプロダクト開発、運用保守までを当社で対応し、ユーザーの利用シーンに合わせた様々な機能を用意することにより、サービスの魅力が更に高まると考えております。新しいテクノロジーを取り入れつつ、対象領域をさらに広げ、競争優位なシステムの構築を図るため、社内開発体制強化や他社との業務提携などに積極的に取り組み、業務の標準化、社内システムの改善などを適宜進めてまいります。

③ テクノロジーの強化

当社の事業領域であるAI（人工知能）技術は、その利用可能性を期待され活発に研究開発が行なわれています。当社が事業を継続的に拡大していくには、様々な新技術に適時に対応していくことが必要であり、さらなる優秀な人材の確保及び研究開発への投資、ノウハウの共有や教育訓練などが不可欠であると考えております。優秀な人材を積極的に採用するとともに、研究開発への取り組みを継続的に実施し、開発体制の強化に努めてまいります。

④ 情報管理体制の強化

当社は、顧客企業へのサービス提供において、様々な音声データや顧客企業のユーザーに関する情報を取り扱う可能性があり、その情報管理を徹底することが信頼確保の観点から重要であると考えております。情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際規格であるISO/IEC 27001の認証、個人情報の保護措置に関するプライバシーマークなどの外部認証を取得し、情報システム開発管理規程に基づく運用の実施、役職員への定期的な教育、物理的・技術的対策への必要経費の確保により、情報管理体制を強化してまいります。

⑤ 利益及びキャッシュ・フローの創出

当社は、AIを活用した先進的なサービス開発を目指し、研究開発等への先行投資を積極的に進めてまいりました。第11期以降は先行投資の効果もあり売上高が増加してきており、営業黒字に転換しております。今後も継続的に成長を続けるために、当社独自の研究開発型ビジネスプロセスを推進し複数のAIプロダクトを継続的に市場提供していくことにより継続的な売上高の増加に努める一方で、開発工程の効率化や収支管理への取り組みにより、収益性の改善に努めてまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当事業は未だ成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であることを認識しております。引き続き、管理部門の整備を推進し、コーポレート・ガバナンスを充実していくことで、経営の公正性・透明性を確保し、リスク管理の徹底や業務の効率化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

事業区分	事業内容
AIプロダクト事業	自社開発製品・サービスの提供 ・AI音声認識プロダクト「Voice Contact」 ・AI音声自動応答プロダクト「Terry」／対話型AIエージェント「Terry2」 ・AI議事録自動作成プロダクト「ZMEETING」 ・異音検知プロダクト「FAST-D」
AIソリューション事業	AI活用や、顧客のDX推進等の課題解決をトータルに支援するAI開発・コンサルティング

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年12月31日現在)

本社	東京都港区芝大門二丁目11番1号
----	------------------

(7) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
AIプロダクト事業	58	19名増
AIソリューション事業		

(8) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2025年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 7,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,097,400株
- (3) 株主数 2,841名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三本 幸司	1,219,500株	30.24%
伊藤 かおる	579,500	14.37
DB Jキャピタル投資事業有限責任組合	226,000	5.60
三本 智美	160,000	3.97
橋本 弥央	100,000	2.48
山田 匡和	100,000	2.48
三菱UFJ eスマート証券株式会社	53,800	1.33
野村証券株式会社	52,766	1.31
合同会社J&TC Frontier	50,000	1.24
楽天証券株式会社	40,300	1.00

- (注) 1. 当社は自己株式を64,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. ストックオプションの行使により、発行済み株式の総数は4,000株増加しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

新株予約権の名称		第1回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日		2018年6月25日	2022年11月1日
新株予約権の数		40個	40個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 80,000株	普通株式 8,000株 (新株予約権1個につき 200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		400円	1,034円
権利行使期間		2020年6月26日から 2028年6月24日まで	2025年1月1日から 2032年10月31日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 40個 目的となる株式数 80,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 1名
	監査役	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名

(注) 1. 2024年7月12日付で行った普通株式1株を2,000株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(注) 2. 権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、その他これに準ずる地位を有していることを要します。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」によります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	三 本 幸 司	
取 締 役 専 務 執 行 役 員	伊 藤 か お る	営 業 ・ 技 術 部 門 統 括
取 締 役 執 行 役 員	土 屋 学	管 理 部 門 統 括
取 締 役	浅 田 浩	株式会社アーサーズ・チーム 代表取締役 株式会社robot home 社外取締役 株式会社ネクサスエージェント 取締役
取 締 役	恩 田 俊 明	ライツ法律特許事務所 パートナー 東京弁護士会情報システム対応室 嘱託
常 勤 監 査 役	大 和 寿 子	大和公認会計士事務所 公認会計士 公益財団法人佐々木泰樹育英会 監事
監 査 役	大 野 寿 和	株式会社スワローインキュベート 代表取締役
監 査 役	飯 田 花 織	表参道パートナーズ法律事務所 パートナー 株式会社メイキップ 社外監査役 THECOO株式会社 補欠監査役 株式会社グリーンエナジー&カンパニー 社外取締役 (監査等委員) 株式会社Chairs 代表取締役

- (注) 1. 取締役浅田浩氏及び取締役恩田俊明氏は、社外取締役であります。
2. 監査役3氏全員は社外監査役であります。
3. 常勤監査役大和寿子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役大野寿和氏は、事業会社の経営経験から、事業及び財務に関する相当程度の知見を有しております。監査役飯田花織氏は、弁護士の資格を有しており、法律、コンプライアンスに関する専門的な知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

当事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退 任 理 由	退任時の地位・担当 及び重要な兼職の状況
上 野 修	2025年3月27日	任期満了	常務取締役、技術部門統括
木 野 英 明	2025年3月27日	任期満了	取締役、管理部門統括

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び監査役との間に、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金や争訟費用等を填補することとしております。

なお、法令に違反することを認識しながら被保険者が行った行為に起因する損害賠償請求等は填補の対象外とされており、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置が講じられております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の個人別の報酬等は、株主総会で決議された報酬等総額の範囲内において、報酬に関する規程に基づき作成した報酬案を取締役会に諮り、独立役員からの意見を踏まえ取締役会で決定しております。監査役の個別の報酬等は、株主総会で決議された報酬等総額の範囲内で、職務の分担及び監査状況等を勘案し、監査役会の協議で決定する方針としております。

また、報酬は固定報酬のみであり業績連動報酬制度は採用しておりません。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	59,780千円 (6,800)	59,780千円 (6,800)	—	—	7名 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	13,600 (13,600)	13,600 (13,600)	—	—	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	73,380 (20,400)	73,380 (20,400)	—	—	10 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2025年3月27日開催の第13回定時株主総会において年額300,000千円以内と決議されており、決議時点の取締役の員数は5名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2025年3月27日開催の第13回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議されており、決議時点の監査役の員数は3名です。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役浅田浩氏は、株式会社アーサーズ・チームの代表取締役、株式会社Robot Homeの社外取締役及び株式会社ネクサスエージェントの取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役恩田俊明氏は、ライツ法律特許事務所のパートナー及び東京弁護士会情報システム対応室の嘱託であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役大和寿子氏は、公益財団法人佐々木泰樹育英会の監事であります。当社と兼職先との

間には特別の利害関係はありません。

- ・ 監査役大野寿和氏は、株式会社スワローインキュベートの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役飯田花織氏は、表参道パートナーズ法律事務所のパートナー、株式会社メイキップの社外監査役、THECOO株式会社の補欠監査役、株式会社グリーンエネルギー&カンパニーの社外取締役（監査等委員）及び株式会社Chairsの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況並びに社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	浅田浩	当事業年度に開催された取締役会19回全てに出席し、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うことにより、社外取締役として期待される業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。
取締役	恩田俊明	当事業年度に開催された取締役会19回全てに出席し、主に弁護士及び弁理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うことにより、社外取締役として期待される業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。
監査役	大和寿子	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	大野寿和	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に出席いたしました。また、監査役会13回の全てに出席いたしました。主に会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、適宜必要な助言を行っております。
監査役	飯田花織	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に出席いたしました。また、監査役会13回のうち12回に出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37,040千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,040千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当事業年度における上記報酬の額以外に、前事業年度に係る追加報酬が6,000千円あります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システムに関する基本方針」）の取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。

- ① 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役会は、職務の執行に関する規程を整備し、周知・徹底を図る。
 - ・取締役、執行役員及び使用人は、法令、定款及びコンプライアンス規程等の社内規程に則り業務を執行する。
 - ・代表取締役社長に任命された内部監査担当者は内部監査を実施し、職務の執行が法令、定款及びコンプライアンス規程等の社内規程に適合していることを確認する。
 - ・取締役会は、内部通報規程及びコンプライアンス規程を制定し、業務執行に係るコンプライアンス違反及びその恐れに関して、通報・相談を受け付けるための窓口を設置する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む）は、文書管理規程及び関連マニュアルの定めるところに従い、適切に保存、管理する。
 - ・取締役会は、職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する規程等を定め、情報資産の保護・管理を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・取締役会は、リスク管理体制を構築する責任と権限を有し、コンプライアンス規程及びリスク管理規程に基づき使用人等への教育を行う。
 - ・業務執行取締役及び執行役員は、その所掌の範囲のリスクを洗い出し、常に状況を把握するとともに定期的実施される取締役会等に報告する。
 - ・災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、コンプライアンスに関するものはコンプライアンス委員会委員長を、災害に関するものは安全衛生委員会委員長を、システム障害に関するものは情報管理責任者を各責任者として適切に対応し、事業への影響を最小限に抑えるよう努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・定款及び取締役会規程に基づき取締役会を運営し、月次の定時開催及び必要に応じた随時開催をする。
 - ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、組織規程、業務分掌規程及

び職務権限規程を整備し、役割、権限、責任を明確にする。

- ・常勤取締役による経営会議を実施し、経営状況を共有するとともに各組織の活動状況を把握し、取締役自らの業務執行の効率化を図る。
- ⑤ 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査役以外の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に関する指示の実効性に関する事項
 - ・監査役が必要とした場合、監査役職務を補助するための補助使用人を置くものとし、その人選については監査役間で協議する。
 - ・当該補助使用人は、監査役職務を補助する際は監査役の指揮命令下で業務を行うこととし、取締役、執行役員及び使用人からの指揮命令は受けない。
 - ・当該補助使用人の任免、異動、評価、解任については、監査役の同意を得て行うものとし、取締役、執行役員及び使用人からの独立性を確保するものとする。
- ⑥ 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制と当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・取締役、執行役員及び使用人は、重大な法令違反及び著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったとき等は、遅滞なく監査役に報告する。
 - ・取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告を行ったことを理由とした不利益な取り扱いを受けないことを禁止し、その旨を当社の取締役及び社員に周知徹底する。
- ⑦ 監査役職務執行について生ずる費用等の処理に係わる方針
 - ・監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用の精算処理を行う。
- ⑧ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要な会議に出席すると共に、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、監査役はいつでも取締役、執行役員及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
 - ・監査役は、内部監査人、会計監査人との定期的な意見交換により連携を深め、実効的な監査等を行う。
 - ・監査の実施にあたり、監査役が必要と認める場合には独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制
 - ・反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、不当要求等は断固として拒絶するものとする。反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、警察等関連機関とも連携し組織全体で毅然とした対応を行う体制を整える。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会の主な運用状況

取締役会は、取締役3名、社外取締役2名で構成され、監査役3名も出席しております。毎月の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、各議案についての審議、取締役の職務の執行状況、内部統制システムの運用状況、経営リスク等の審議をしております。また、取締役会には監査役も参加し、必要に応じて意見を述べております。

② コンプライアンス及びリスク管理体制について

コンプライアンス・リスク管理委員会を原則として四半期毎に開催し、当社のリスク管理に関する方針、体制及び対策に関する事項、リスク防止策の検討等について協議しております。また、取締役、執行役員及び使用人に対し社内研修を実施し、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。さらに、「内部通報規程」により、相談・通報体制を設けコンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ 内部監査の実施について

当社は、代表取締役より指名された内部監査担当者により被監査部門から独立した立場から監査を実施しております。監査は内部監査規程並びに内部監査計画に基づき、当社の全部門を対象に実施しております。

④ 監査役の職務の執行について

監査役会は常勤監査役1名（社外監査役）、非常勤監査役2名（社外監査役）の合計3名で構成されており月1回の監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。各監査役は、取締役会に出席し経営全般又は個別案件に関して必要に応じて意見を述べるとともに、監査役会で立案した監査計画に基づき取締役の業務執行の監査を実施しております。また、取締役、会計監査人及び内部監査担当者と随時情報交換や意見交換を行うことで監査機能の向上に努めております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,542,837	流動負債	401,977
現金及び預金	1,317,463	買掛金	25,553
売掛金	141,611	未払金	284,378
契約資産	58,122	未払費用	59,487
仕掛品	480	未払法人税等	10,265
前払費用	15,522	契約負債	4,840
その他	9,637	預り金	9,922
固定資産	541,125	アフターコスト引当金	6,129
有形固定資産	1,638	受注損失引当金	1,399
建物	4,506	負債合計	401,977
機械及び装置	1,489	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	111,101	株主資本	1,681,906
減価償却累計額	△115,107	資本金	222,575
減損損失累計額	△350	資本剰余金	1,107,273
無形固定資産	329,500	資本準備金	1,107,273
のれん	317,861	利益剰余金	418,425
ソフトウェア仮勘定	11,639	その他利益剰余金	418,425
投資その他の資産	209,986	繰越利益剰余金	418,425
長期前払費用	2,186	自己株式	△66,368
繰延税金資産	204,433	新株予約権	80
その他	3,366	純資産合計	1,681,986
資産合計	2,083,963	負債・純資産合計	2,083,963

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,112,224
売上原価	625,468
売上総利益	486,756
販売費及び一般管理費	448,182
営業利益	38,573
営業外収益	
受取利息	1,774
その他	12
営業外費用	
支払手数料	711
その他	79
経常利益	39,570
特別損失	
減損損失	350
税引前当期純利益	39,220
法人税、住民税及び事業税	8,124
法人税等調整額	12,580
当期純利益	18,515

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						新株予約権	純 資 産 計 合	
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式			株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計				
当 期 首 残 高	221,141	1,105,839	1,105,839	399,910	399,910	-	1,726,891	80	1,726,971
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行 (新株予約権の 行使)	1,434	1,434	1,434				2,868		2,868
当 期 純 利 益				18,515	18,515		18,515		18,515
自己株式の取得						△66,368	△66,368		△66,368
当 期 変 動 額 合 計	1,434	1,434	1,434	18,515	18,515	△66,368	△44,984	-	△44,984
当 期 末 残 高	222,575	1,107,273	1,107,273	418,425	418,425	△66,368	1,681,906	80	1,681,986

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物及び建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	5年
機械及び装置	8年
工具、器具及び備品	4～5年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）は、利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により回収不能見込額を計上しております。

② アフターコスト引当金

検収後の瑕疵責任期間に発生する不具合の修復コストに備えるため、過去の実績率により発生見込額を計上しております。

③ 受注損失引当金

ソフトウェア開発、システム構築等の受注契約にかかる将来の損失に備えるため、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(AIプロダクト)

① ソフトウェア開発等

ソフトウェア開発等を収益の源泉とする取引には請負契約と準委任契約があります。請負契約による取引については、顧客からの個々の要求に応じソフトウェアの要件定義、設計、開発及び運用テスト等を実施するものであり、これにより生じた資産は開発が進むにつれて顧客に支配が移転しているものと考えられることから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。作業の進捗に伴ってコストが発生していると考えられることから、履行義務の充足に係る進捗度の見積方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出する方法を採用しております。

また、準委任契約による取引については、主にシステムエンジニア等の専門要員の労働力を契約期間にわたって顧客に提供するものであります。当該履行義務は、契約期間にわたり労働時間の経過に連れて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される期間において、準委任契約に定められた金額に基づき、各月の収益として計上しております。なお、本人・代理人区分の観点から、顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として純額で収益を認識しております。

② 保守サポートサービス等

保守サポートサービス等は、主に顧客との保守サポート契約に基づきソフトウェアの保守サポートを行うものであり、顧客への作業提供を通じて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、履行義務の充足に係る進捗度の見積方法は、サービスが提供される期間に対する経過期間の割合に基づいて算出する方法を採用しております。

③ ライセンスの供与

ライセンス契約に基づきソフトウェアライセンスの供与を行います。ライセンスの性質がアクセス権である場合には、顧客との契約期間に基づき一定期間にわたり収益を認識し、使用権である場合には、顧客がライセンスを使用可能になった時点で、一括で収益を認識しております。また、ライセンス供与に対して受け取る対価が使用量に基づくロイヤリティに係る収入である場合には、顧客がライセンスを使用する時又は履行義務が充足される時のいずれか遅い時点で収益を認識しております。

(AIソリューション)

AIの開発受託、コンサルティング業務

AIの開発受託、コンサルティング業務等を収益の源泉とする取引には請負契約と準委任契約があります。請負契約による取引については、顧客からの個々の要求に応じ、当社が持つAI開発の知見を活用したシステム要件のコンサルティングやシステム開発等を実施するものであり、これにより生じた資産は、契約に基づく業務の遂行に応じて顧客に支配が移転しているものと考えられることから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。作業の進捗に伴ってコストが発生していると考えられることから、履行義務の充足に係る進捗度の見積方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出する方法を採用しております。

また、準委任契約による取引については、主にシステムエンジニア等の専門要員の労働力を契約期間にわたって顧客に提供するものであります。当該履行義務は、契約期間にわたり労働時間の経過に連れて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される期間において、準委任契約に定められた金額に基づき、各月の収益として計上しております。なお、本人・代理人区分の観点から、顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として純額で収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の及ぶ期間を個別に見積り、合理的な年数（5～7年）で定額法により償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

（請負契約における一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益）

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高 327,888千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積

りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

- ② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
原価総額の見積りは、主にソフトウェア開発人員の件費や外注費等の積算であります。当該見積りに用いられる主要な仮定は開発人員の作業に伴い発生が見込まれる工数であり、各プロジェクトの規模及び複雑性を勘案して、専門的な知識と経験に基づいて見積っております。
- ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響
開発途中で仕様変更や、想定していなかった事象の発生などにより工数の見直しが発生し、進捗度が変動した場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

（繰延税金資産の回収可能性）

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 204,433千円

- (2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法
当社は、一時差異等のスケジューリングの結果、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。
- ② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
将来の収益力に基づく課税所得の十分性を判断するにあたっては、取締役会で承認された将来の事業計画を基礎としており、売上高成長率を主要な仮定としております。
- ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響
繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得水準の見積りに依存するため、結果として将来の繰延税金資産の計上額が変動し、税金費用に影響を与える可能性があります。

（のれんの評価）

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

のれん 317,861千円

- (2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法
のれんは、事業譲受時において対象事業の今後の事業活動によって期待される将来の超過収益力として、対象事業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上し、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により償却しております。
これらののれんについて、事業計画の達成状況及び将来の見込みを検討し、減損の兆候を把握しております。減損の兆候があり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿

価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識することとしております。

- ② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
のれんの評価における重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定は、当社が承認した事業計画を基礎とした将来予測における顧客数および契約金額等であります。
- ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響
事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、翌事業年度の計算書類において、のれんの評価に重要な影響を与える可能性があります。

4. 未適用の会計基準等に関する注記

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会） 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別計算書類に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であり、

5. 貸借対照表に関する注記

該当事項はありません。

6. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|--|------------|
| (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数 | |
| 普通株式 | 4,097,400株 |
| (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数 | |
| 普通株式 | 64,000株 |
| (3) 剰余金の配当に関する事項 | |
| 該当事項はありません。 | |
| (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数 | |
| 普通株式 | 286,000株 |

8. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用に関しては、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入及び新株の発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金については、与信管理規程に従い主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性のリスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金、未払金及び未払費用は流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権で、特定の大口顧客はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

該当事項はありません。

なお、現金であること、及び預金、売掛金、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	33,609千円
資産調整勘定	70,416千円
未払金	79,310千円
減価償却超過額	7,778千円
未払事業税	2,544千円
その他	10,774千円
繰延税金資産小計	204,433千円
繰延税金資産合計	204,433千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年1月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。この変更により繰延税金資産の額は、1,301千円増加し、法人税等調整額が同額減少しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	「AI×音」サイエンス事業	
	売上高（千円）	売上比率（%）
AIプロダクト	431,369	38.8
AIソリューション	680,855	61.2
顧客との契約から生じる収益	1,112,224	100.0
外部顧客への売上高	1,112,224	100.0

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	期首残高 (千円)	期末残高 (千円)
顧客との契約から生じた債権	139,166	141,611
契約資産	307,275	58,122
契約負債	6,993	4,840

契約資産は、請負契約に係る取引において、発生コストをもとに進捗率を計算して収益を認識したことによって生じた顧客に対する未請求の権利であります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該契約に関する対価は、契約条件にしたがって請求し、受領しております。契約負債は、主に、請負契約及びライセンス契約における顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、6,993千円であります。なお、個々の契約により支払条件は異なるため、通常の支払期限はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、予想契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 416円99銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 4円53銭 |

13. 企業結合に関する注記

(株式会社IPパートナーズからの事業の譲受)

当社は、2025年2月28日開催の取締役会において、株式会社IPパートナーズよりITコンサルティング事業を譲受けることを決議、同日付で事業譲渡契約を締結し、2025年3月3日付で当該事業の譲受を行いました。

1. 事業譲受の概要

(1) 譲受先企業の名称及び事業の内容

譲受先企業の名称 株式会社IPパートナーズ
譲受事業の内容 ITコンサルティング事業

(2) 事業譲受の目的

コンサルティングに関する豊富な知見やノウハウを有するため、AIプロダクトの組成・製品化推進に寄与すると考えられること、また当社がこれまで十分にアプローチできていなかった業界や顧客基盤を有しており、新規顧客の開拓が期待できることから、本事業を譲り受けることといたしました。

(3) 事業譲受日 2025年3月3日

(4) 事業譲受の法的形式 現金を対価とする事業譲受

2. 当事業年度に係る損益計算書に含まれる取得した事業の業績の期間

2025年3月3日から2025年12月31日まで

3. 取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	175,000千円
条件付取得対価	現金	66,972千円
条件付取得対価	未払金	258,027千円
取得原価		500,000千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用等 6,843千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

346,900千円

(2) 発生原因

今後の事業展開から期待される将来の超過収益力によるものです。

(3) 償却方法及び償却期間

7年間にわたる均等償却によっております

6. 事業譲受日に受け入れた資産及びその主な内訳

流動資産	－千円
固定資産	153,100千円
資産合計	<u>153,100千円</u>

7. 事業譲受が事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当事業年度の損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当事業年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

8. 企業結合に係る条件付取得対価の会計処理

本事業譲受について、2026年12月までの利益に応じて条件付取得対価を追加で支払う契約となっており、支払額が変動する可能性があります。条件付取得対価を含む取得対価の総額は最大で500,000千円です。なお、当事業年度において条件付取得対価の一部の支払が確定したことにより、暫定的なのれんが225,485千円増加しております。

当該事象による当事業年度における暫定的なのれんの償却額は26,843千円、当事業年度末における暫定的なのれんの当該部分の未償却残高は198,641千円です。なお、取得対価の変動が発生した場合には、取得時に発生したものとみなして取得原価を修正し、のれんの金額及びのれんの償却額を修正することとしております。

(ファンタラクティブ株式会社からの事業の譲受)

当社は、2025年8月15日開催の取締役会において、ファンタラクティブ株式会社よりDXパートナー事業を譲り受けることを決議、同日付で事業譲渡契約を締結し、2025年8月31日付で当該事業の譲受を行いました。

1. 事業譲受の概要

(1) 譲受先企業の名称及び譲受事業の内容

譲受先企業の名称 ファンタラクティブ株式会社
譲受事業の内容 DXパートナー事業

(2) 事業譲受の目的

ファンタラクティブ株式会社は、ユーザーファーストの思想に基づき、UX（ユーザー体験）およびUI（ユーザーインターフェース）領域に特化した高いデザイン技術と豊富な実績を有しております。当社においては、今後のプロダクト戦略において、ユーザー体験の質をより一層高めることが重要であると認識しており、ファンタラクティブ株式会社の有する知見や開発力を活用することで、当社プロダクトのUI/UXの内製化を推進するとともに、技術とデザインの融合によるユーザー価値の最大化を図ることができると考え、本事業を譲り受けることとしました。

(3) 事業譲受日 2025年8月31日

(4) 事業譲受の法的形式 現金を対価とする事業譲受

2. 当事業年度に係る損益計算書に含まれる取得した事業の業績の期間
2025年8月31日から2025年12月31日まで

3. 取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	23,000千円
<hr/>		
取得原価		23,000千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用等 21,706千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

13,373千円

(2) 発生原因

今後の事業展開から期待される将来の超過収益力によるものです。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却によっております

6. 事業譲受日に受け入れた資産及びその主な内訳

流動資産	－千円
固定資産	9,626千円
資産合計	9,626千円

7. 事業譲受が事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当事業年度の損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当事業年度における概算額の算定が困難であるため、記載していません。

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

15. その他の注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年2月27日

Hmc omm株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 齊 藤 直 人
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 松 尾 絹 代
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Hmc omm株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月27日

H m c o m m 株式会社 監査役会
常勤社外監査役 大 和 寿 子 ㊟
社 外 監 査 役 大 野 寿 和 ㊟
社 外 監 査 役 飯 田 花 織 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業拡大ならびに戦略的事业展開に備えるため、現行定款第2条の目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ソフトウェア・ハードウェアの企画、開発、製造、販売及び輸出入 2. IT全般のコンサルティング 3. 電気通信事業法に基づく電気通信事業 4. コールセンターの運営および管理ならびにそれらの受託 5. 有料職業紹介事業 (新設) <u>6. 上記各号に附帯する一切の業務</u>	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ソフトウェア・ハードウェアの企画、開発、製造、販売及び輸出入 2. IT全般のコンサルティング 3. 電気通信事業法に基づく電気通信事業 4. コールセンターの運営および管理ならびにそれらの受託 5. 有料職業紹介事業 <u>6. 労働者派遣事業</u> <u>7. 上記各号に附帯する一切の業務</u>

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	三本幸司 (1965年10月19日) 再任	1983年4月 富士ソフトウェア株式会社（現 富士ソフト株式会社）入社 2007年6月 同社取締役 就任 2012年5月 一般社団法人日本スマートフォンセキュリティ協会（JSSEC） 理事 就任 H&Mコミュニケーション株式会社（現 Hmcomm株式会社）設立 2012年7月 当社代表取締役就任（現任）	1,219,500株
	【取締役候補者とした理由】 三本幸司氏を取締役候補者とした理由は、当社の創業者であり、様々な事業の立ち上げを経験しているほか、幅広い人脈を有しております。また、長年培った豊富な事業経験や知見を有していることから、引き続き、取締役候補者といいたしました。		
2	伊藤かおる (1968年9月22日) 再任	1991年4月 富士ソフトウェア株式会社（現 富士ソフト株式会社）入社 2016年7月 当社入社 2017年3月 当社専務取締役就任（現任）	579,500株
	【取締役候補者とした理由】 伊藤かおる氏を取締役候補者とした理由は、専務取締役としての経営経験を当社の持続的な成長に活かしつつ経営の継続性を図るため、引き続き職務を担っていただくことが最適と考え、取締役候補者といいたしました。		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	つち や まなぶ 土 屋 学 (1982年2月3日) 再任	2004年4月 三共株式会社 (現 第一三共株式会社) 入社 2010年1月 有限責任監査法人トーマツ 入社 2022年4月 当社入社 2025年3月 当社取締役就任 (現任)	-
<p>【取締役候補者とした理由】 土屋学氏を取締役候補者とした理由は、当社の財務経理及び経営企画部門における豊富なマネジメント経験に加え、管理部門の責任者として組織体制の構築をけん引してまいりました。その高い専門性と実績を当社の持続的な成長に活かしつつ、経営の健全性の確保とさらなる改革を推進するため、引き続き職務を担っていただくことが最適であると考え、取締役候補者いたしました。</p>			
4	あさ だ ひろし 浅 田 浩 (1967年5月2日) 再任 社外 独立	2008年1月 ガイドー住販株式会社 入社 2009年10月 株式会社ハウズドゥ (現 株式会社And Doホールディングス) 入社 2010年10月 同社 取締役就任 2015年7月 同社 常務取締役CFO 兼 管理統括本部長 兼 経営企画室長就任 2017年9月 同社 専務取締役CFO就任 2020年1月 株式会社アーサーズ・チーム 代表取締役就任 (現任) 2020年3月 株式会社TATERU (現 株式会社robot home) 社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任) 2020年7月 株式会社フィット 社外取締役就任 2021年7月 同社 取締役就任 2021年7月 株式会社FJキャピタル (現 株式会社Fanta) 代表取締役就任 2022年11月 当社 社外取締役就任 (現任) 2023年12月 株式会社ネクサスエージェント 取締役就任 (現任)	-
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 浅田浩氏を社外取締役候補者とした理由は、2022年11月から同職を務め、その職務・職責を適切に果たしており、上場企業の元CFOとして有している専門的かつ幅広い知見を、社外取締役としての独立した立場から、当社の経営に活かすため、引き続き、社外取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
5	おん だ とし あき 恩 田 俊 明 (1983年2月5日) 再任 社外 独立	2010年12月 弁護士登録（東京弁護士会） 2010年12月 松尾千代田法律事務所 入所 2012年1月 工藤一郎国際特許事務所 入所 2015年11月 GVA法律事務所 入所 2019年2月 GVA TECH株式会社 入社 2020年1月 ライツ法律特許事務所 パートナー就任 (現任) 2020年2月 弁理士登録 2024年4月 東京弁護士会情報システム対応室嘱託 (現任) 2024年7月 当社 社外取締役就任 (現任)	-
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>恩田俊明氏を社外取締役候補者とした理由は、2024年7月から社外取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしており、直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士及び弁理士として有している専門的な実務経験と見識を、社外取締役としての独立した立場から、当社の経営に活かすため、引き続き、社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 浅田浩氏及び恩田俊明氏は、社外取締役候補者であります。
3. 浅田浩氏及び恩田俊明氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ3年4か月及び1年9か月となります。
4. 当社は、浅田浩氏及び恩田俊明氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、取締役及び監査役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、取締役候補者が当社取締役として選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
6. 当社は、浅田浩氏及び恩田俊明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たに東陽監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が東陽監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、当社の事業規模に適した専門性、独立性、品質管理体制を有していること、及び監査報酬の相当性を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためです。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2025年6月30日現在)

名 称	東陽監査法人		
所 在 地	(主たる事務所) 東京都千代田区神田美土代町7番地 住友不動産神田ビル6F (従たる事務所) 大阪府大阪市中央区安土町2-3-13 大阪国際ビルディング19F 愛知県名古屋市中村区名駅4-26-13 ちとせビル5F		
沿 革	1971年1月 監査法人日東監査事務所を設立 1981年11月 虎ノ門共同事務所との統合を機に東陽監査法人に名称を変更 大阪事務所、名古屋事務所を設置 2005年1月 監査法人西村会計事務所と合併 2006年10月 東都監査法人と合併 2018年7月 Crowe Global へ加入		
概 要	出 資 金	211百万円	
	構 成 人 員	社員 (公認会計士)	49名(うち代表社員 7名)
		職員 (公認会計士)	197名
		(試験合格者)	66名
		(その他職員)	54名
		合 計	366名
		関与会社	212社

以 上

